

日出前、瀬渡しをするため航行中の瀬渡船が、さんご礁に乗り揚げた事例

概要：瀬渡船A船は、船長が1人で乗り組み、遊漁客16人を乗せ、那覇港を出港し、慶良間(けらま)列島に向けて慶伊瀬(けいせ)島(通称「チービシ」)付近を西航中、平成20年4月16日(水)日出前の04時30分ごろ、さんご礁に乗り揚げた。同船には、船首船底部、推進器翼及び舵に損傷が生じたが、死傷者はいなかった。

事故の経過

主要因等

**A船(瀬渡船)**  
 4.9トン 11.65m  
 乗組員：船長(業務主任者)  
 遊漁客：16人

【事故当時の気象及び海象】  
 天気は晴れ、風向南東、風速約5m/s(風力3)、  
 視界は良好で、潮汐は上げ潮の末期であった

03時58分ごろ

慶良間列島の黒島に向け、那覇港のマリーナを出港

自らが船長として夜間にチービシ付近海域を航行した経験がなかった

昼間に船長として5回ぐらいチービシ付近を航行したことがあり、また、夜間に、甲板員として慶良間列島への瀬渡しを10回ぐらい経験したことがあった

船長は、手動操舵にあたり、レーダーを休止し、GPSプロッターを作動させ港口へ向かった

レーダーは日ごろから使用していなかった

港口を通過したところから、右隣にいた友人の遊漁客と雑談しながら航行

GPSプロッターを活用して船位を確認しなかった

チービシ付近の各航路標識の灯色を知っていたので、灯光を頼りに航行すればよいものと思っていた

04時01分ごろ

針路を約285°に定め、約15ノット(kn)の速力で航行

チービシ付近に設置された各航路標識の位置関係を正確に把握していなかった

04時24分ごろ

ナガンヌ島北西方灯標よりも約4海里(M)遠方の光達距離が長い端島灯台の灯光を視認した際、黒島に向ける転針予定場所を通過したものと勘違いし、針路を約259°に転じた

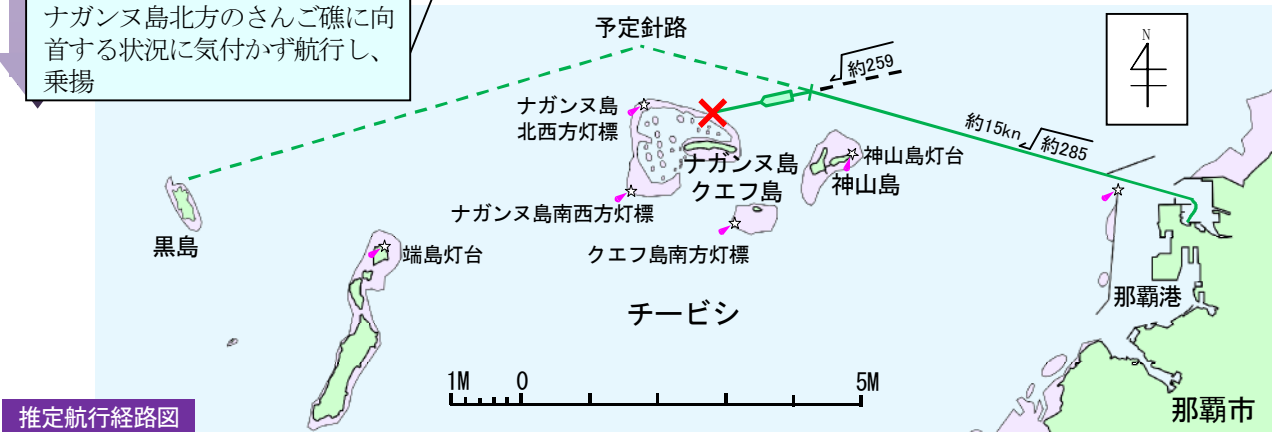
操船目標であるナガンヌ島北西方灯標の灯光を見落とした

右横を向いたりして雑談に気を取られ、適切な見張りを行っていなかった

04時30分ごろ

ナガンヌ島北方のさんご礁に向首する状況に気付かず航行し、乗揚

GPSプロッターを活用していなかったため、チービシとの位置関係が確認できず、転針後も船位の確認を行っていなかった



再発防止に向けて

遊漁船業者は、本船船長について、昼間に単独で慶良間列島に瀬渡しさせたことがあり、夜間も他の船長の補佐として同列島への瀬渡しを経験していたので、他の船長に夜間航海の注意事項並びにレーダー及びGPSプロッターの使用方法などを教わっているものと思われ、本船の運航に関する段階的教育指導を行っていなかったものと考えられる。

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。(平成21年6月26日公表)

[http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/report/MA2009-6-22\\_2008nh0001.pdf](http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/report/MA2009-6-22_2008nh0001.pdf)